令和５年度　滋賀のちいさな企業販路開拓支援事業

実施要領

**１．事業目的**

　滋賀県内の商工会及び商工会議所が、地域の小規模事業者において新たな販路の開拓を計画する者に対し、展示商談会を通じて販路開拓実現を支援するとともに、事業を通して商品評価をもとにした商品改良や事業者の販売力向上を図ります。単なる商談機会の提供ではなく、事業者への経営支援として、また商工会及び商工会議所の販路開拓支援ノウハウ蓄積を目的として事業を実施します。

　職員や専門家派遣等の個社支援を通じて、経営計画策定や計画実施支援を行い、新たな需要開拓を伴走型で行うことにより、事業終了後においても商工会及び商工会議所による支援体制を継続します。

実施においては滋賀県及び関係団体等と連携し、情報発信や商品評価、バイヤーの集客において協力をいただくことにより、効果的な事業実施を目指します。

**２．支援対象者**

　商工会及び商工会議所が伴走型で支援する食品製造加工事業者及びテーブルウエアやキッチンウエア等、食に関連する製造業者とし、５０事業者を募集します。

　５０事業者の内訳として各商工会議所１事業者程度とし、残りは商工会支援事業者とします。５０事業者を超えて申込がある場合は、提出書類内容を検討し、決定します。

※他社商品を仕入れて小売及び卸売する事業者については製造加工事業者の範囲には含まず、今回の事業の対象としません。

※製造施設を有せずに、外注加工により製造を行う事業者については、本質的なアイデアを事業者側より出していること、商品の製造や改良に関して事業者側が権利を有していることを条件として対象とします。

※食に関連する製造業者としては、テーブルウエアやキッチンウエア等、生活雑貨等小物を対象としており、家具や製造機械等につきましては招聘するバイヤーの対象から外れるため対象外とします。

**３．事業内容及び事業スケジュール**

①６月～７月　事業者募集

販路開拓の意欲を持つ小規模事業者等に対し、商工会及び商工会議所より個別に説明することにより事業者を募集します。

企業情報シート、商品情報シートとともに、展示商談会申込書シート、商工会及び商工会議所による支援計画書シート（商工会、商工会議所の支援担当者が作成します。）を作成し、商工会及び商工会議所より滋賀県商工会連合会経営支援課宛にメールにて提出願います（ml\_shien@shigasci.net）。

　また、出展事業者決定後に展示会当日商談用のＦＣＰ展示会・商談会シート等を作成いただきます。

②８月下旬～９月　事前個社支援

　展示商談会に出展する全ての支援対象事業者に対し、支援担当者による事前支援は必ず行っていただきます。また、希望者には中小企業診断士等専門家を派遣し、準備状況や目標設定についてヒアリングを行うとともに、デザイン等商品改良や営業方法等について個社支援を行います。

③１０月　展示商談会開催

　「滋賀のちいさな企業　食の展示商談会」を開催します。事業者は来場バイヤーに対して商談を実施するとともに商工会、商工会議所支援担当者の協力を受け、出展いただきます。展示商談会と並行し、事前にバイヤーとの商談をスケジュールした個別商談会も実施することで、商談が全くできなかったという結果にならないようにします。

　個別商談会における商談時間や休憩時間にブースに誰もいなくなることを防ぐため、可能な限り２名以上の来場をお願いします。不可能であれば商工会、商工会議所の支援担当者の支援をお願いします。

　日　時：令和５年１０月１７日（火）１０：００～１６：００（予定）

　会　場：びわ湖大津プリンスホテル

　来　場：バイヤー等２００名程度

　ブース：間口２．７ｍ×奥行２．７ｍ　３面囲い（予定）のブースを設置します



会議テーブル（白布セット）W1800×D600×H700、椅子

※事前申請によりテーブル及び椅子は必要数準備します

※その他機材については全て持込みとなります。持込み電子機器については電気工事が必要となりますので、事前申請により電子機器名、使用ワット数の申請が必要です。

※前日の１０月１６日（月）１４時以降より準備が可能となります。

※当日の準備は午前８時以降より準備が可能となります。

④１０月～１月　事後個別支援

　展示会終了後も全ての事業者に対し、支援担当者による事後支援も必ず行っていただきます。中小企業診断士等専門家を派遣し、展示会成果のヒアリングを行うとともに、ブースレポートをフィードバックすることで課題を整理し、デザイン等商品改良や生産性向上に対する個社支援を行うとともに、今後の販路開拓計画を事業者、商工会・商工会議所支援担当者とともに検討します。

**４．事業実施における留意点**

※展示会出展に関する事業者及び支援担当者の参加に係る、交通費は事業費からの負担はできません、またブースの装飾、搬入、パンフレット配布、試食配布等展示会経費についても事業者においてご負担いただきますのでご了解願います。